

(仮称) 鳥取風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成30年4月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年2月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年2月9日（金）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。（別紙1参照）

- ・日本海新聞（日刊）

※平成30年2月17日（土）に開催した説明会についての公告を含む

② 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトへ情報が掲載された。

- ・鳥取県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/>

- ・当社のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎5か所において縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・鳥取県庁 本庁舎（鳥取県鳥取市東町1丁目220）
- ・鳥取県東部生活環境事務所（鳥取県鳥取市立川町6丁目176）
- ・鳥取市役所 本庁舎（鳥取県鳥取市尚徳町116）
- ・鳥取市役所 鹿野町総合支所（鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1517）
- ・鳥取市役所 河原町総合支所（鳥取県鳥取市河原町渡一木277）

② インターネットの利用による公表

- ・当社のウェブサイトにおいて、方法書及び要約書を公表した。（別紙2-2参照）

(4) 縦覧期間

平成30年2月9日（金）から平成30年3月12日（月）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。
インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は5名であった。

（内訳）鳥取市役所 本庁舎	: 1名
鳥取県庁 本庁舎	: 1名
意見書の郵送	: 3名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙1参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年2月17日（土） 19時00分から20時30分
- ・ 開催場所：とりぎん文化会館（鳥取県鳥取市尚徳町101-5）
- ・ 来場者数：18名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）までの間
（縦覧期間及びその後、14日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通であり、環境の保全の見地からの意見は32件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 32 件であった。それに対する当社の見解は表のとおりである。

第 2-1 表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①人間にとっての脅威 (1)風車から低周波音が発生し、体調を崩す恐れあり (2)騒音被害の恐れあり (3)環境破壊につながる（用地確保のための木の伐採等）	<p>環境影響評価の中では、ご指摘のような騒音、低周波音、動物、植物等への影響についての影響を回避又は低減するための環境保全措置を適切に講じます。また、現地調査を踏まえて環境への影響を予測及び評価し、その結果を準備書において御説明致します。重大な影響が予測された場合は事業計画の見直しを検討致します。</p> <p>日本の風土気候の点に関しては、当社としても事業の運営に係る基本的事項と考えており、風況による発電効率、安全に建設が可能か等の諸条件を勘案して慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めて参ります。</p> <p>ご意見のようなご心配の声を頂戴したことを念頭に、計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、事業に対してご理解頂けるよう当社として努力して参ります。</p> <p>最後に、当社の関連会社は太陽光発電事業にも携わっておりますので、貴重なご意見として今後の事業展開の参考にさせていただきます。</p>
	②自然の動物にとって脅威 (1)風車に激突し鳥類が死亡する恐れあり (2)生息場所を失う恐れあり	
	③鳥類などの動物が生息する地域の破壊となる	
	④日本の風土気候について (1)一定のいい風が吹かないため安定した発電ができない (2)風力発電の機械を動かすために維持管理費がかかりすぎる (3)地震によって発電が停止しやすい (4)風車を置く場所についてもヨーロッパであれば広大な敷地に間隔をほどよくおいて設置できるが、日本の場合は、そのような土地はなかなかないと思われる。	
	⑤自然を利用した風力発電は、環境的には、空気を汚すことも体に害もないので、ぜひ取り入れたいところだが、残念ながら日本には不向きなので(④の理由で)、明治地区一帯への風力発電を設置することには、反対します。また、風力発電は、人々の生活や自然動物の生活にヒビを入れる可能性が高い(①②③の理由で)ため反対します。	
2	⑥以上①～④までに列挙した問題点があり、その割合に、発電量が少なくなれば、風力発電設備が必要なのかと考えさせられます。むしろ今後は、自然再生エネルギーとしては、太陽光発電に注力すべきではないかと思っています。	

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1.コウモリ類の高高度音声調査において、「専門家等C」の指示にある「風況観測塔」での調査を行わない理由を述べよ。</p>	<p>意見は要約せず記載します。</p> <p>現時点では風況観測塔を設置していないため、樹高棒による調査を実施する方針としました。有識者からは、風況観測塔が設置されていない場合には代替手法として本手法を用いるよう助言頂きました。なお、現地調査時までには風況観測塔の設置が完了した場合には風況観測塔を利用した調査を実施致します。</p>
4	<p>2.樹高棒はしなりが多く、自立が困難で折れやすいが、なぜ樹高棒を使用するのか理由を説明すること。</p>	<p>樹高棒（逆目盛検測桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するように致します。樹高棒を利用した調査を行った実績のある業者に、過去の同様の調査では折れたことはなく長期間（6ヶ月程度）設置したままでも特段の問題がなかったことを確認しております。そのため、樹高棒を使用する調査を行うこととしました。</p>
5	<p>3.樹高棒を使用した各地点のマイク高（m）を記述すること。</p>	<p>準備書において、実際の各調査地点のマイク高（m）を記載致しますが、基本的には樹冠の高さ（10mから15m程度）となります。</p>
6	<p>4.樹高棒を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウモリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。</p>	<p>樹高棒及び風況観測塔における調査を行った実績のある業者に、使用する予定の機材（SM4BATFS）で実際に観測した例では風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておらず、昆虫の音とコウモリ類の音声とは区別可能であることを確認しています。そのため、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。また、林内や林縁の地点を選定した理由は、風力発電機が設置される場所が樹林地であることによります。</p>
7	<p>5.樹高棒による調査は周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。</p>	<p>風力発電機が設置される可能性があるのは樹林地であり、風力発電機が設置される環境に近い場所での高空を飛翔するコウモリ類の生息状況を把握すべきと考え、地点を選定いたしました。</p>
8	<p>6.樹高棒による高高度調査を実施する場合は、風力発電機の設置予定範囲で実施すること。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、風力発電機の設置予定範囲で実施する計画としております。</p>
9	<p>7.高高度調査の期間（春から秋ではなく）を具体的に示すこと。</p>	<p>準備書において、具体的な調査期間を記載致します。</p>
10	<p>8.高高度調査は連続した期間で実施すること。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、高々度調査については春から秋にかけて連続観測する計画です。</p>
11	<p>9.今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めて参ります。</p>

(意見書 3)

No	意見の概要	事業者の見解
12	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握致します。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価して参ります。</p>
13	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>表「調査、予測及び評価の手法（動物）」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。</p>	<p>現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めて参ります。</p>
14	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>簡易的にテストを行い、その結果から探知距離を整理して準備書に記載致します。</p>
15	<p>■自動録音バットディテクターによる調査地点について</p> <p>方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。</p> <p>①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。</p> <p>②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。</p>	<p>方法書にお示ししたとおり、風力発電機設置予定範囲において音声モニタリング調査地点を設定しております。</p>
16	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。</p>	<p>可能な範囲で気象条件についても把握に努め、コウモリ類の活動量との関係について、解析を行います。</p>
17	<p>■自動録音装置のマイク設置高について</p> <p>ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板(Bat Hat)をつけて上空方向のみの音声を録音すること。</p>	<p>本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターについては、方法書に記載したとおり、樹高棒を樹冠部（樹冠より上）に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音致します。</p>
18	<p>■バットディテクターによる調査時間について</p> <p>バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点に留意して実施致します。</p>
19	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p>	<p>音声モニタリング調査において欠測が出た場合に</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>他の事業者による自動録音バットディテクター (SM4BAT など)による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。</p>	<p>は、原因について記載致します。</p>
20	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ 配慮書への意見に対して、事業者の回答は、コピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討して参ります。</p>
21	<p>■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。「ライトアップをしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかって参ります。</p>
22	<p>■回避処置(ライトアップの不使用)について2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
23	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保</p>	

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	全措置(低減措置)」であることは明白な事実である。	
24	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと(回避措置)、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること(低減措置)』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
25	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 1</p> <p>「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少ないからといって、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
26	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで(保全措置を先延ばしにして)コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べることを。</p>	
27	<p>■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「安全側」で「適切な保全措置」を検討致します。</p>
28	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」</p> <p>事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。</p> <p>1.なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？</p> <p>2.「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということを露呈したということか。</p> <p>3.「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び調査日数を増</p>	<p>現時点では、国内において実際に衝突した事例と事前の飛翔頻度や周辺環境等の関係性について解析された事例はなく、実際の衝突数についての予測は困難であると考えます。</p> <p>上記のとおり予測した結果は現時点では不確実性が高いと考えられることから、バットストライクの事後調査を実施していく考えです。その結果、風力発電機の影響により重大な影響が生じていることが明らかとなった場合に、どのような対策を講じれば効果的であるかを検討するためには事前のデータが重要な役割を担うと考えます。有識者の意見も踏まえながら、適切に事前調査を実施致します。</p> <p>方法書に記載した調査手法に基づき、適切に現地調査を実施して参ります。</p>

(表は次のページに続く)

(表は前のページの続き)

	<p>やすこと。</p> <p>4.仮に 100 パーセントの確率で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。</p> <p>5.「追加的保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。</p> <p>6.「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？</p> <p>7.事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？</p>	<p>現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討致します。順応的管理の内容についても、もし万が一、顕著な衝突が確認された場合に、実際におきた衝突事例や衝突が起きた箇所や環境等を踏まえ効果的な内容を検討すべきものであるため、現時点での具体の想定はお示しできないものと考えます。上述のとおり、適切に対応し、重要なコウモリ類の影響低減をはかって参ります。</p>
29	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが報告されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、その後各地で報告がされている。また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「国内でコウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。</p>	<p>現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討致します。</p>
30	<p>■事後調査など信用できない</p> <p>コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>環境保全措置を適切に検討して参ります。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考に計画致します。</p>
31	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>ご意見は要約せず、全文公開いたしました。</p>

(意見書 4)

No	意見の概要	事業者の見解
32	<p>自然電力会社（福岡）により、青谷風力発電事業が計画されており、大規模な風車が 14 基建設されるかもしれません。これに鳥取風力発電が建設されると、鳥取市の広い範囲に風車が林立することになります。景観、騒音被害など、これまで国内、海外で報告されている事例を考えると、想像できない被害がでることが予想されます。鳥取市はコウノトリ、クマタカ、その他多くの鳥が飛来する地域であり、バードストライクによりたくさんの被害がでると思われます。鳥取市でも最近では突風、たつ巻などもあり、風車の損壊、住民、住居への被害が懸念されます。</p> <p>風車の林立により多くの被害がでることは回避できません。</p> <p>この自然の多い鳥取市の環境を守るべく、どうかこの建設を白紙にしていただきますよう、よろしくご意見申し上げます。</p>	<p>他事業者様の計画について、既に環境影響評価の手続きが進んでいることについては承知しております。配慮書以降の検討では、他事業者様の計画と可能な限り離隔を確保することと致しましたが、ご意見を踏まえ、他事業者様の情報を収集しながら、重大な影響を回避するように配慮して参ります。</p> <p>環境影響評価の中では、ご指摘のような騒音、低周波音、動物、植物等への影響についての影響を回避又は低減するため、環境保全措置を適切に講じる予定です。また、現地調査を踏まえて環境への影響を予測及び評価し、その結果を準備書においてご説明致します。重大な影響が予測された場合は事業計画の見直しを検討致します。</p> <p>施設の安全性に関しては当社としても事業の運営に係る基本的事項と考えており、慎重に計画する必要がありますと考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査と並行して、技術的な検討を進めて参ります。</p> <p>ご意見のようなご心配の声を頂戴したことを念頭に、計画地の周囲にお住いの皆様に対しては丁寧な説明を心がけ、事業に対してご理解いただけるよう当社として努力して参ります。</p>

○日刊新聞紙における公告

日本海新聞（平成 30 年 2 月 9 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社NWE09 インベストメント
代表者の氏名 代表社員日本風力エネルギー株式会社
職務執行者アダム・ベルンハード・パリーン
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目一番一十八号
虎ノ門タワーズオフィス十四階
(仮称)鳥取風力発電事業

二、事業の名称 種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大十四万四千キロワット
鳥取県鳥取市

三、対象事業実施区域 鳥取県鳥取市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 鳥取県鳥取市

五、縦覧の場所・時間 鳥取市役所(本庁舎、鹿野町総合支所及び河原町総合支所)、鳥取県庁(本庁舎生活環境部環境立県推進課)、鳥取県東部生活環境事務所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://rwe-09.wind.co.jp/>
期間 平成三十年二月九日(金)から平成三十年三月十二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月二十六日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
とりぎん文化会館(鳥取県鳥取市尚徳町一〇一五)
開催日時 二月十七日(土)十九時より

八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社
〒一〇五・〇〇〇一 東京都港区虎ノ門四丁目一番一十八号
虎ノ門タワーズオフィス十四階
電話 〇三(六四五)九六九三 (担当)高山

- インターネットによる「お知らせ」
- ・鳥取県のウェブサイト



現在の位置: [ホーム](#) → [県の組織と仕事](#) → [生活環境部](#) → [環境立県推進課](#) → [環境影響評価](#) → [\(仮称\)鳥取風力発電事業](#)

ツイート

(仮称)鳥取風力発電事業

(仮称)鳥取風力発電事業

事業の名称	(仮称)鳥取風力発電事業
事業者の名称および代表者	合同会社NWE-09インベストメント 代表社員 日本風力発電エネルギー株式会社 職務執行者 アダム・ベルンハード・パリーン
主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス14階
事業の目的	好適な風況を活かし、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、微力ながら電力の安定供給に寄与すること、地域に対する社会貢献を通じた地元の振興に資することを目的とする。


事業の概要および手続きの進捗

対象事業の種類・規模	風力発電（陸上） 出力14.4万キロワット（方法書時点）
対象事業実施予定区域	鳥取県鳥取市
関係地域	鳥取市
配慮書公告・縦覧（縦覧終了）	公告：配慮書作成したことについて日刊新聞等に掲載（9月7日） 縦覧期間：平成29年9月8日～10月10日まで
配慮書に対する意見書の提出（終了）	（意見期間：平成29年10月10日（火）（当日消印有効）まで）
配慮書に対する県知事の見解（11月8日）	知事意見 (pdf, 361KB)

<p>方法書公告・縦覧</p>	<p>公告：配慮書作成したことについて日刊新聞等に掲載（2月9日）</p> <p>縦覧場所： 鳥取県生活環境部環境立具推進課（鳥取市東町一丁目220） 鳥取県東部生活環境事務所（鳥取市立川町六丁目176） 鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116） 鳥取市鹿野町総合支所（鳥取市鹿野町鹿野1517） 鳥取市河原町総合支所（鳥取県鳥取市河原町渡一木277）</p> <p>縦覧時間： 平成30年2月9日～3月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分 また、縦覧期間内は事業者のホームページで電子縦覧が可能です。</p>
<p>方法書に対する意見書の提出</p>	<p>方法書について、環境保全の見地からの意見があるときは、以下の必要事項を記載し、事業者に書面で提出することができます。</p> <p>（意見期間：平成30年3月26日（月）（当日消印有効）まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住所 ○氏名 ○意見（意見の理由を含む） <p>【送付先・問合せ先】 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28虎ノ門タワーズオフィス14階 日本風力エネルギー株式会社（担当 高山）</p> <p>電話：03-6452-9693</p>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 鳥取県生活環境部環境立具推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.lg.jp

・当社のウェブサイト

(1) トップページ



最新情報

- 2018/02/09 (仮称)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- 2018/02/09 (仮称)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- 2018/02/08 (仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

[ニュース一覧を見る](#)



2018年

- 2018年2月09日 (仮称)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

■ 2018年

■ 2017年


- 2018年2月08日 (仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)
- 保護中:(仮称)紀の川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)
- (仮称)鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

(当社のウェブサイト)

(2) 環境影響評価方法書の縦覧についてのお知らせ

合同会社NWE-09インベストメント

会社情報 事業案内 ニュース 連絡先



(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、鳥取県知事、鳥取市長へ送付しました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

- 方法書の縦覧について
縦覧場所：
鳥取風庁（本庁舎 環境立県推進課）
鳥取風東部生活環境事務所
鳥取市役所（本庁舎 生活環境課、鹿野町総合支所及び河原町総合支所）
縦覧期間：
平成30年2月9日（金）から平成30年3月12日（月）まで
（土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。）
縦覧時間：
役場の開庁時（土・日・祝日を除く）
縦覧方法：
縦覧場において、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、閲覧用紙及び意見書箱を設置いたします。
閲覧用紙の記入：
環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。
- インターネットによる縦覧

以下の理由により、縦覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定としております。

- 配慮書の著作権保護のため（調査データを流用防止のため）
- 出典元の著作権保護のため
- 不正な改ざんを行い、それを公開されることを防ぐため

上記セキュリティ設定に伴い、[internet explorer\(IE\)](#)のみで閲覧可能です。
(chrome、edge、firefox他ブラウザでの閲覧は出来ません。)

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

- 意見書の送付について

「(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙にご意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）まで

最近の投稿

- (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- (仮称) 鳥根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- (仮称) 鳥根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
- (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- 保護中: (仮称) 紀の川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

○受付期間：平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）まで
（郵送の場合は3月26日消印有効）

○郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 高山 宛

ご意見記入用紙は[こちら](#)よりダウンロードください。

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 田中
電話番号 03-6452-9747（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

↑

[会社情報](#) [事業案内](#) [ニュース](#) [連絡先](#) [サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#)

 合同会社NWE-09インベストメント

(当社のウェブサイト)

(3) 環境影響評価方法書の説明会開催に関するお知らせ



(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、鳥取県知事、鳥取市長へ送付しました。

環境影響評価方法書や事業概要について、以下のとおり説明会を行いますので、お近くの会場にお越しください。当日ご都合がつかない方は、他の会場での説明会にも参加可能です。

●住民説明会の開催を予定する場所・日時

とりぎん文化会館（鳥取県鳥取市尚徳町101-5）

2月17日（土）19時00分より

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階

日本風力エネルギー株式会社 高山

電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

最近の投稿

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ 保護中: (仮称) 紀の川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

○意見書（様式）

「（仮称）鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「（仮称）鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、次の問い合わせ先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
 虎ノ門タワーズオフィス 14 階
 日本風力エネルギー株式会社 宛

○意見書の提出期限 平成 30 年 3 月 26 日（月）〔当日消印有効〕

意 見 書

平成 30 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 [法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名]	
ご 住 所 [法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地]	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 [日本語により意見の理由を含めて記載してください。]	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。